

**課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会\*報告書（抄）**

## 4. 見直しの具体的内容

## (3) 課徴金の対象となる行為の範囲

現行の課徴金制度は、価格カルテルが、その行為自体が競争制限を目的とするものであり、かつ、その効果が最も明白でかつ強く、消費者・事業者への影響が大きいこと、事業者にとって最も重要な競争手段である価格を極めて安易に、かつ、直接に制限するものであること、経済的利得の発生が具体的であるなどの理由から、独占禁止法違反行為の中核を占めるものである等の考え方に基づき、価格カルテルを効果的に防止することを制度の主眼としている。さらに、現行の課徴金制度は、価格カルテルと実質的に同様の効果を持つカルテルについても、できる限り広く対象とすることとしている。

このような点を踏まえて、課徴金の対象行為の範囲をカルテル以外の違反行為例えば私的独占又は不公正な取引方法に拡大するかどうかについて検討を行った。この結果、私的独占や不公正な取引方法については、上記～にかんがみると、カルテルと同等に扱うことは必ずしも適当ではないこと、特に、カルテルに比べると経済的利得が明白な形で違反行為者の手元に残ることを明確に示すことが困難であること、諸外国においても、典型的な独占禁止法違反行為であるカルテルを抑止することに重点を置いた運用が行われており、実際にも刑罰・制裁金の対象となっているのはカルテルが大部分であること等を踏まえると、価格カルテル及びこれに準じるカルテルを対象としている現行の枠組みを維持することが妥当であると考えられる。

\*平成 2 年、内閣官房長官の下、総理府において開催された懇談会。